

令和7年（し）第152号 刑訴法227条1項に基づく第1回公判期日前の証人尋問に対する特別抗告事件

令和7年3月31日 第二小法廷決定

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

刑訴法227条1項に基づく第1回公判期日前の証人尋問を実施することに対しては、特別抗告をすることはできないと解されるから、本件抗告の申立ては不適法である。

よって、同法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 三浦 守 裁判官 岡村和美 裁判官 尾島 明)